

船橋市立若松中学校後援会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、船橋市立若松中学校後援会と称し、事務局を船橋市若松3-2-3若松中学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、船橋市立若松中学校の教育活動の充実と生徒の健全育成を図り、これに協力することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、次の者を会員とする。

- 一 本校に在学するすべての生徒の父母又はそれに代わる者
- 二 本校に勤務する教職員

(方 針)

第4条 本会は、義務教育の向上推進を主旨とし、次の方針にそって前条の目的を達するために活動する。

- 一 本会の目的に合致する他団体及び機関とは進んで協力し、学校の発展を図る。
- 二 本会は、特定の政党・宗教・思想に関する論議及び支持等は一切しない。また営利を目的とする行為は行わないものとする。
- 三 本会は、第三者のいかなる支配・統制・干渉を受けない。

(活 動)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一 学校と家庭の連絡を密にし、生徒の福祉と成長を図る。
- 二 学校施設の充実に努め、教育環境の整備について助成する。
- 三 部活動に対する助成
- 四 その他目的達成のため必要な事業をする。

第 2 章 組 織

(機関の設置)

第 6 条 本会に次の機関を置く。

- 一 総 会
- 二 理事会
- 三 役員会

第 3 章 総 会

(総 会)

第 7 条 総会は、毎年 4 月、又は 5 月に会長が召集する。

- 一 ただし、必要がある場合は、臨時に召集することができる。
- 二 総会は会員の 2 / 3 以上の同意をもって成立する。

(総会の議決事項)

第 8 条 次の事項は総会で議決を要する。

- 一 本会の事業報告及び事業計画承認に関する事項
- 二 本会の決算及び予算の承認に関する事項
- 三 会則の改正の承認に関する事項
- 四 役員選出承認に関する事項
- 五 その他の重要な事項

(議 決)

第 9 条 総会の承認は出席者の過半数の同意をもって議決とする。
可否同数のときは、議長が決定する。

第 4 章 理 事 会

(理事会)

第 1 0 条 理事会は、各クラス理事 3 名程度をもって構成する。

(理事の選任)

第 1 1 条 学級代表理事として、各学級から若干名選出する。

(協議事項)

第12条 理事会では次の事項を協議する。

- 一 事業計画及び運営に関する事項
- 二 補正予算に関する事項
- 三 会則の改正に関する事項
- 四 総会の付議する事項
- 五 その他の必要な事項

第 5 章 役 員 会

(役員会)

第13条 本会に、次の役員を置き役員会を構成する。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 3名以内
- 三 書 記 2名
- 四 会 計 2名
- 五 会計監査 3名

- (一) 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- (二) 役員が辞任したときは、後任役員任期は前任役員残任期間とする。
- (三) 役員会は、会務全体に関する事項を審議する。

(役員選出)

第14条 役員は次の通り選出する。

- 一 会長は会員より互選し、総会で承認を得る。
- 二 副会長は役員より互選し、総会で承認を得る。
- 三 役員は各学年2名選出し、総会で承認を得る。
- 四 教職員代表として教頭を副会長とする。

(役員の仕事)

第15条 会長は、本会を代表して会務を掌握し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、書記は、会の記録と運営に関する事項を掌握し、会計は会計事務を掌握し、会計監査は本会会計の監査を行う。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 1 6 条 本会の運営等に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 1 7 条 会費は、年間 4,000 円とし、半年ごとに納付するものとする。途中入会の場合は年額を 10 等分（3 月、8 月を除く）×残りの月の分を、転出の場合は返金する。

(会費の免除)

第 1 8 条 生活保護を受給されている世帯、就学援助の認定を受けている世帯の方に関しての後援会会費は免除することができる。

(特別会計)

第 1 9 条 本会には、特別会計を設けることができるものとする。

(会計年度)

第 2 0 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 7 章 付 則

第 2 1 条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は別に定める。又、この会則条項及び定めなき事項について疑義を生じた場合、理事会において審議処理するものとする。

内 規

- 1 理事の任期は総会より翌年の総会までとする。
- 2 慶弔費及び表彰規定は別に定める。

慶 弔 規 定

項		保護者	生徒	職員
①	結婚			5,000円
②	災害	火災 5,000円	火災 5,000円	火災 5,000円
		風水害 5,000円	風水害 5,000円	風水害 5,000円
③	死亡	5,000円	5,000円	5,000円

※その他に関しては役員会に諮り決定する。

表 彰 規 定

- 1 表彰は次のように行う。
 - (1) 本会の事業活動に貢献し、その功績が顕著な者。
 - (2) 教職員の表彰は校長に一任する。
 - (3) その他、特に会員及び市民の模範として推奨に値する者。
- 2 表彰は次のように行う。
 - (1) 感謝状と記念品
 - (2) 表彰状と記念品
- 3 表彰者は理事会の議決を経て行う。

この会則は、昭和44年6月1日より実施する。

平成 元年4月23日会則一部改正
 平成 9年4月21日会則一部改正
 平成17年4月15日会則一部改正
 平成18年4月14日会則一部改正
 平成19年4月13日会則一部改正
 平成22年4月16日会則一部改正
 平成23年5月 6日会則一部改正

平成24年5月11日会則一部改正
 平成26年5月16日会則一部改正
 平成27年5月 1日会則一部改正
 平成29年4月28日会則一部改正
 令和 3年4月30日会則一部改正
 令和 4年4月28日会則一部改正
 令和 5年5月10日会則一部改正